

小山町部設置条例の一部改正案

小山町部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 月 日

小山町長

小山町条例第 号

小山町部設置条例の一部を改正する条例

小山町部設置条例（平成16年小山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 企画総務部

ア 秘書に関する事。

イ 広報及び広聴に関する事。

ウ 統計に関する事。

エ 自治会活動及びコミュニティの推進に関する事。

オ 重要施策等の企画、調査、研究及び総合調整に関する事。

カ 広域問題の調査及び研究に関する事。

キ まちづくりの推進に関する事。

ク 演習場に関する事。

ケ 予算及びその他財政に関する事。

コ 行政改革の推進及び事務改善に関する事。

サ 儀式及び表彰等に関する事。

シ 議会及び町の行政一般に関する事。

ス 文書及び公告式並びに例規に関する事。

セ 情報化に関する事。

ソ 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事。

タ 町民相談に関する事。

チ 契約、財産管理及び庁舎管理に関する事。

ツ 工事検査に関する事。

テ 環境保全及び清掃に関する事。

ト 税務に関する事。

第2条第2号中キを削り、同号ク中「町民相談及び」を削り、同号クを同号キとし、同号ケを同号クとし、同号コを同号ケとし、同号サを削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。